# 令和2年度 八潮市協働のまちづくり推進事業 助成金事業募集要項

# ●●「申請」や「書き方」のご相談は●●

①市役所(市民協働推進課) 電話 048-996-2111(内 328)

②市民活動支援コーナー (やしお生涯楽習館2階) 電話048-994-1000

### 【募集要項配布先】

- 市民協働推進課(市役所2階奥)
- 市内公共施設
- 八潮市 HP からダウンロード

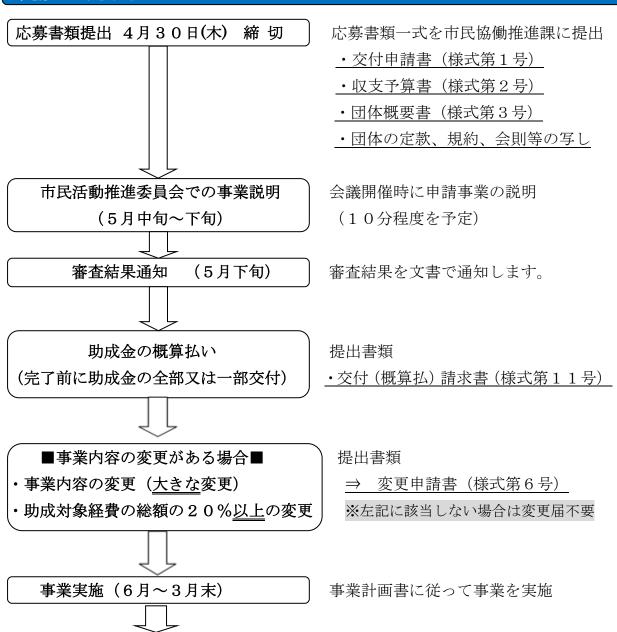


#### 『八潮市協働のまちづくり推進事業助成金』とは?

「八潮市自治基本条例」では、まちづくりに貢献する活動を行う団体を「自治の担い手」の一つとして位置付け、市民の皆様と市との協働によるまちづくりを進めています。

この助成金は、八潮市が抱えるまちづくりの課題の解決のために市民団体が自主 的・主体的に行う事業に対して助成を行うことにより、市民団体が有する様々なノ ウハウの活用を図るものです。

### 申請から完了まで

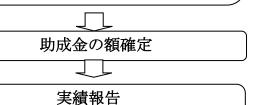


事業完了・実績報告 事業完了後30日以内に提出 (ただし令和3年3月31日(水)まで)

令和3年5月

#### 提出書類

- 実績報告書(様式第8号)
  - ・収支決算書(様式第9号)



確定通知を文書で通知します。

翌年の市民活動推進委員会開催時に 事業の実績報告

#### 申請できる団体

NPO団体(特定非営利活動法人)、ボランティア団体や自主的に社会貢献活動を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とします。

- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団や暴力団員、暴力関係者と関係する団体でないこと。

#### 助成の対象となる事業

次のいずれかに該当する公益性のある事業です。

※ただし、定期的・恒常的に行われている事業は除きます。

- (1) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (2) 子どもの健全育成に関する事業
- (3) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (4) 景観美化、環境保全に関する事業
- (5) 観光及び産業の振興に関する事業
- (6) 芸術、文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関する事業
- (7) その他本市のまちづくりに関する事業

例えば、市民活動団体が自主的・主体的に行う次のような事業が考えられます。

- ・市民全体を参加対象とした他団体と協働するイベント、講演会、講座の開催
- 市内全域を対象としたアンケート、ニーズ調査
- ・市内団体のネットワーク化、コミュニティカフェなどの実施

次のいずれかに該当するものは、助成事業の対象外です。

- (1) 営利目的又は報償を受けて行うもの
- (2) 本市若しくはその他の団体等から当該事業に対して、別に補助金等の財政的支援又は委託を受けて行うもの
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的として行うもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの

#### ※市との共催事業については助成事業の対象外です。

### 助成対象経費

	支 出	補助対象経費の種類
1	報償費	講師等への謝礼 調査・研究に係る報償費等(助成金
		交付申請団体の構成員に対して支払うものを除く。)
2	旅費	事業に係る交通費、通行料等
3	需用費	消耗品・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書
		等の印刷費等
4	役務費	切手等の通信運搬費、保険料等
5	使用料及び賃借料	会場使用料等、物品等のレンタル料
6	その他の経費	その他、市長が認める経費

- ※次の経費は、助成の対象となりません。
  - ・団体の経常的な運営に係る経費
  - ・団体の構成員に対する人件費、謝礼等
  - ・他の団体等へ行う迂回助成的な費用
  - ・助成事業に直接関係のない経費、社会通念上適切でない経費など

## 助成の種類及び助成額等

対象団体		助成額	助成金交付翌年度の申請
1	発足後3年以上の団体	対象経費の3分の2	不可
		(限度額10万円)	
2	発足後3年未満の団体	対象経費うち	可
		限度額5万円	

(令和2年4月1日現在)※1,000円未満の端数切捨て

#### 申請方法

- 1 応募期限 令和2年4月30日(木)必着
- 2 申請書類
  - (1) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付申請書(様式第1号)
  - (2) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金収支予算書(様式第2号)
  - (3) 団体概要書(様式第3号)
  - (4) 団体の定款、規約、会則等の写し
  - ※市民協働推進課(市役所2階)や市内公共施設で配布します。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- 3 提出先 市民協働推進課窓口(市役所2階)に<u>ご持参</u>ください。
- 4 申請回数 原則、1団体当たり1会計年度につき1事業

#### 審查方法

市民活動推進委員会で簡単な事業の説明(10分程度)を行っていただきます。説明の内容は以下のとおりです。

- (1) 団体紹介や活動履歴
- (2) 事業の目的・期待する効果
- (3) 事業の内容と予算

#### 交付決定

審査会の結果を踏まえて市が助成の可否・助成額を決定し、申請団体にその結果 を通知します。

### 事業の実施

助成決定後、事業を実施します。

事業完了後30日以内(ただし、令和3年3月31日(水)まで)に実績報告書を 提出できるよう計画的に事業を実施してください。

#### 助成金の請求

助成金は、実績報告書類提出後に交付します。

助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を受け取ることもできます (要相談)。 なお、所定の請求書が必要です。

#### 実績報告

- 1 報告書類
  - (1) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金実績報告書(様式第8号) ※実績報告には、必ず参加人数を記入してください。
  - (2) 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金収支決算書(様式第9号)
    - ※決算書の添付書類として領収書の写しも提出してください。
    - ※市民協働推進課(市役所2階)で配布します。また、市のホームページから ダウンロードできます。
- 2 提出先 市民協働推進課(市役所2階)にご持参又は郵送してください。

## <u>助成事業の完了後30日以内(ただし、令和3年3月31日(水)まで)に、</u> 市に事業の実績を報告してください。

実績報告には、事業の実施・成果がわかるものを添付してください。

また、公開による報告会を開催しますので、事業の経過、結果、成果等を説明して ください。

## 申請時の注意事項

助成金の申請件数により、助成金額が他の申請者にも影響する場合があります。 なるべく多くの事業に対して支援できるように、<u>助成金申請にあたっては、実施可</u> 能かどうかを十分に検討して申請してください。

※事業を中止する場合は、早めに市民協働推進課へご連絡ください。

# チェック表

●申請をする時● 応募書類提出 令和2年4月30日(木)必着

	505 E A A A A A A A A A A A A A A A A A A
項目	チェック内容
申請できる団体(全項目のクリア)	□ NPO団体、ボランティア団体、自主的に社会貢献活動を行う団体 □ 活動拠点又は活動場所が市内 □ 構成人数が5名以上の団体で、構成員の1/2が市内在住・在勤・在学 □ 団体の定款、規約又は会則がある □ 適正な会計処理をしている □ 宗教・政治・選挙活動を目的としない団体 □ 暴力団や暴力団員、暴力関係者と関係する団体でないこと □ 昨年度、当該助成金の交付を受けていないこと (発足3年以上の団体のみ)
申請できる事業	□ 団体が自主的・主体的に行うもの □ 要項にある助成対象事業に該当しているもの 健康及び福祉の増進に関する事業 子どもの健全育成に関する事業 安全安心な地域づくりに関する事業 環境美化・環境保全に関する事業 観光産業及び産業の振興に関する事業 芸術、文化、スポーツ、生涯学習の振興 その他、本市のまちづくりに関する事業 □ 事業期間が助成金対象期間内であるもの □ 公益性のあるもの □ 定期的・恒常的に行われていないもの
申請できない事業	□ 営利目的又は報償を受けて行うもの □ 本市もしくはその他の団体から、申請する事業に対して、別に補助金等の財政的支援又は委託を受けて行うもの □ 特定の政治・宗教又は選挙活動を目的として行うもの □ 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの □ 市との共催(予定)事業
申請時に必要なもの	<ul> <li>□ 申請書類</li> <li>・交付申請書(様式第1号)</li> <li>・収支予算書(様式第2号)</li> <li>・団体概要書(様式第3号)</li> <li>・団体の定款、規約、会則等(写し)※様式はありません</li> </ul>

## ●助成金の概算払いを申請する時● 審査結果通知があった後

項目	チェック内容
申請時に必要なもの	□ 提出書類
	• 交付(概算払)請求書(様式第11号)

## ●事業に変更が生じた時● すみやかに市民協働推進課に相談

項目	チェック内容
内容変更の手続き	□ 事業内容の変更 又は 経費の配分の変更が助成対象
	経費の総額の20%以上
	• 変更申請書(様式第 6 号)
	・変更後の収支決算書(様式第2号)
	□ 経費の配分の変更が助成対象経費の総額の20%
	未満 ⇒ 届出は必要ありません
	□ 実施ができなくなった場合
	• 変更申請書(様式第 6 号)
	・理由書 ※様式はありません

### ●報告をする時●

### 事業完了後30日以内(ただし、令和3年3月31日(水)まで)

項目	チェック内容
報告時に必要なもの	□ 報告書類
	• 実績報告書(様式第8号)
	• 収支決算書(様式第9号)
	・領収書の写し
	・事業の成果物(事業のチラシや資料、写真など)

## 担当・問い合わせ

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1 八潮市 市民協働推進課 生涯学習推進担当 TEL 048(996)2111 内線328・465